

平成 29 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、平成 29 年 6 月 15 日第 4 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、本日の出席議員（ 17 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
9 番	市 川 雄 次	10 番	佐々木 弘 志
11 番	佐々木 平 嗣	12 番	小 川 正 文
13 番	伊 東 温 子	14 番	鈴 木 敏 男
15 番	佐々木 正 明	16 番	宮 崎 信 一
17 番	加 藤 照 美	18 番	佐 藤 元
19 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 2 名 ）

8 番	飯 尾 明 芳	20 番	菊 地 衛
-----	---------	------	-------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤 谷 博 之	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵里香		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
財 務 部 長	佐 藤 次 博	市民福祉部長	齋 藤 隆
農林水産建設部長	佐 藤 均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	浅 利 均	ガス水道局長	小 松 幸 一
消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総務部総務課長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	防 災 課 長	佐 藤 正 之
仁賀保市民サービスセンター長	早 水 和 洋	金浦市民サービスセンター長	土 門 好 子
健 康 推 進 課 長	畠 山 真 姫 子	子育て長寿支援課長	佐々木 修

観 光 課 長 池 田 智 成
学 校 教 育 課 長 木 谷 玲 子

教 務 総 務 課 長 池 田 昭 一

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成29年6月15日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時09分 開 会

●副議長（佐々木正明君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

はじめに、4番佐々木春男議員の一般質問を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） おはようございます。よろしく願いいたします。

まず初めに、「教育勅語」の学校での使用容認についてお伺いいたします。

安倍政権は今年3月に、憲法や教育基本法などに反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないとする答弁書を閣議決定いたしました。安倍首相は、もともと教育勅語を評価しており、以前の国会では、大変すばらしい理念が書いてあるとも述べております。教育勅語の内容は、天皇が国も道徳もつくった。天皇への忠誠こそ教育の基礎がある。いざとなれば天皇、国家に身を捧げよ。全ての徳目は天皇国家の基礎にある。勅語の徳目は、皇祖、皇宗の遺訓だからよく守るよというものであり、戦前、日本国民の道徳と教育を支配し、国民を戦争に動員する上で大きな役割を果たしました。教育勅語にも家族愛や隣人愛などの徳目が含まれていると引き合いに出しますが、例えば「夫婦相和し」は、今日的な夫婦仲よくではなく、修身の国定教科書では、夫婦は互いにその分を守って睦み合い、助け合わなければならないと「分を守って」を強調しており、男女平等のもとでの夫婦のあり方と相入れないことは明らかであります。

教育勅語は、戦後、衆議院と参議院で排除、失効決議が全会一致で決議されております。その内

容は、教育勅語は主権在君と神話的国体観に基づくもので、基本的人権、憲法の精神と相入れないというものです。教育勅語は民主主義世界では通用しないものであります。通用しないものです。ましてや、教育の現場に持ち込むことはあってはならないというふうに思います。このことについての教育に持ち込むことについての見解をお伺いいたします。

次に、「働き方改革」に関連して市の職員の働き方についてお伺いいたします。

会社電通の若い女性社員の過労自殺が社会的に大きな波紋を呼び、長時間過労労働の是正が緊急かつ切実な課題になっていることを改めて浮き彫りにしました。日本共産党の行った長時間労働の現場実態調査では、一部の企業ですが、業務量も目標も成果主義そのもので、残業はするな、とにかく会社から出ていけというものや、80時間を超えると評価を落とすと上司の脅しなどがあり、残業はするなと言われても仕事の量が減るわけではないことから、結局、ファミレスやネットカフェなど会社の外で仕事をせざるを得ない実態が広がっているとされておりまして。こうしたもて、こんな働き方はしたくない。毎朝つらい。仕事しかできず、家でお風呂に入るだけ。何で働いているのかなという気持ちになる。過労死ラインの80時間や100時間もあり得るなどおかしい。人間として生活時間を大切にしたい。結婚も子育てもしたい。そういう時間規制にすべきだという切実な声を寄せられたとあります。

政府は、この3月、働き方改革実行計画を決定しました。単月で100時間未満まで残業を認める。年間で毎月80時間残業を容認するというものです。過労死を侵してまでも働かせることを認めることは、あってはならないことです。

さて、先般、私個人的な要件で休日に市の職場を訪れたときがあります。そのとき、数人ずつの職員が複数の職場で仕事をしておられました。催し物が控えていた時期でもないのに、休日に複数の職員が複数の職場で仕事をしているという、思いがけない状況に遭遇したとの思いをしたことがあります。先ほど述べた政府の働き方改革実行計画の月45時間超えてはならない。6ヵ月と年720時間以下という規定に、休日労働が含まれていないという点を見据えて質問いたします。

一つ、市職員の残業の実情はどうか。各課の実態と課による隔たりはありませんか。偏りはありませんか。サービス残業はありませんか。

二、臨時職員の各課の配置はどうなっておりますか。社会保険の加入実態と残業の状況を伺います。職員の定員では仕事が処理できないため臨時職員を入れていると思われませんが、だとしたら定員を増やすべきではありませんか。臨時職員の待遇を同一労働同一賃金との観点から、手当の支給を含め改善すべきではありませんか。

四、安倍首相の働き方改革の単月で残業100時間未満は過労死を容認することになるとありますが、見解をお伺いいたします。

五、職員の有給休暇の使用状況はどのようになっていますか。有給休暇を取っている職員の仕事のやりとりはどのようになっていますか。有給休暇取得の指導体制はどのようになっていますでしょうか。

六、地域別最低賃金を全国統一し、最低でも時給1,000円、そして1,500円を目指すように働きかけるべきではありませんか。賃金差による県内の人口減少への影響も考えられますので、お伺い

たします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをいたしますが、初めの教育勅語の質問については教育長からお答えをさせます。また、次の働き方改革に関連しての御質問でございますが、①と⑤については担当の部長からお答えをさせます。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員の1の①の教育勅語の学校での使用容認についてお答えいたします。

現在、中学校の歴史教科書、そして高校の日本史や倫理の教科書全てに教育勅語の記述があり、その取り上げ方は教科書等で様々であります。にかほ市の子どもたちが使用している中学校の歴史教科書にも、教育勅語の文言が記載されております。その内容についても、部分要約されたものが掲載されております。これは、中学校学習指導要領の社会科歴史分野の目標にこうあります。我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に各時代の特色を踏まえて理解させること、という目標があります。そして、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力というものも求められております。よって、歴史を学ぶ上では当然必要なことであると考えております。

しかし、教育勅語を公教育の範疇で戦前のような取り上げ方をすることはありません。ましてや、記載されている12の徳目を守りなさいという指導することはありません。公教育で指導する事柄は、学習指導要領というそれに示されている目標に従って、徳目については学習指導要領第3章、道徳に示されている8項目、内容項目によって粛々と指導されるものだと考えております。

来年度から特別教科、道徳としての授業が始まります。みんなで考え、議論する道徳を進めていくこととなります。このスタイルは、みんなで一つの決まった考えに帰着する指導ではなく、悩み、考え、話し合い、いろいろな考え方を共有し理解し合う授業、そういうものがこれからの道徳であります。にかほ市の子どもたちが自分の幸せを追い求めながらも、隣人の幸せも願い、ひいては地域にかほ市の幸せも考え行動していけるような豊かな心を持つそういう人材になるように、教育委員会としては各学校へきめ細かな指導をお願いしているところであります。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 大きい2番の1番について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは私の方からは、佐々木春男議員の御質問の2の市職員の働き方についての、初めに1番につきましてお答えいたします。

1番の御質問の市職員の残業、時間外勤務の実情、各課の実態とその隔たりにつきまして、平成28年度の実績からお答えをいたします。

市職員の平成28年度の時間外勤務時間数は年間3万1,975時間で、職員1人当たりの年平均は122.5時間、月平均では10.2時間となりますが、消防と単労職を除く市長部局や会計、議会事務局、教育委員会などの執行機関における職員では年間1万8,685時間で、職員1人当たりの年平均は102.7時間、

月平均では8.6時間となっております。また、課ごとでは1人当たり年間250時間程度が2課、230時間程度が3課で、年間500時間を超えた職員が2名おり、月100時間を超えた職員も2名となっております。このように一部の職員に業務が集中することなく適切に業務配分を行い、職員の健康管理に十分に配慮して職務に当たらせるよう、部課長等に指示をしているところでございます。

また、課における隔たりについては、各課が所掌する業務がその年度において取り組む業務量の過多によって増加することがあるものの、3年あるいは5年など区間を区切ってみた場合には、大きな隔たりはないものと捉えております。

さらに、サービス残業はありませんかとの御質問でございますが、出退記録はタイムカードで管理するとともに、時間外勤務については、所属長の管理のもとにおいて業務の進捗状況などを勘案し、時間外勤務命令簿によって管理されておりますので、適正に取り扱われている状況でございます。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、二つ目の②の臨時職員の各課の配置についてでございますが、このことについては、さきの3月定例会において会派代表質問された一心会、小川正文議員の、市の財政見直しについて、職員の定数、臨時職員等についての答弁と繰り返しとなりますが、一般事務補助や各種施設の管理人、道路・公園の維持管理作業員など、その職種・職別は多様でございます。こうした臨時職員の登用・配置については、各種施設の管理運営方法について、所管課の方針や一般事務補助、学校における学習サポートなど、その持ち場持ち場において職員数と業務量、必要とされる事務への対応などを考慮して、行政サービスの低下につながらないように判断しながら配置をしているところでございます。

また、社会保険への加入実態については、その臨時職員の雇用形態によって、厚生年金法や健康保険法などの関係法令・通達などに基づいて適正に加入手続を行っております。

臨時職員の残業、時間外勤務については、一部の施設管理やイベント、あるいは除雪作業等を所管する課においては時間外勤務の実績がありますが、基本的には残業がないものとして雇用をしております。

また、職員については、毎年職員数の状況を類似団体と比較検証してまいりますが、基本としては第3次行財政改革大綱に掲げた計画に沿った定員管理としているところでございますので、定数を増やすという考え方はもっておりません。

次に、臨時職員の待遇についてでございますが、臨時職員の給与は、業務の内容、種類別に賃金日額を定めて、その勤務日数に応じた月額と職員の支給規定に準じて支給する通勤手当を合算して、給料として支給をしております。また、先ほどお答えをいたしました、時間外勤務が生じた場合には、その実績に応じた割増賃金を支給をしているところであります。このほかの手当、いわゆる賞与やボーナスといった手当の支給は、現在行われておりません。

さて、昨年12月、政府の働き方改革実現会議において、民間企業における同一労働同一賃金ガイドライン案がまとめられましたが、この案では、正規と非正規の労働者の間に待遇差が存在する場

合のその不合理な待遇差を具体的に示されておりまして、今後関連法令の改正とともに本ガイドライン案も国会審議の後に最終的に確定するものと、そのように考えております。これら同時に、公務員関係においては総務省の研究会が研究報告書を取りまとめ、地方公務員等の一部改正が行われまして、臨時的任用の取り扱いが厳格化されました。本来臨時的任用は、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるものの、こうした趣旨に沿わない運用が全国的に見られることから——これもにかほ市の場合も同様でございます、その対象を国と同様に常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化するため、このたびの改正では、事務補助などに当たる臨時的任用職員を競争試験または選考による会計年度任用職員と位置づける規定の新設と、採用方法の明確化がなされまして、その上で会計年度任用職員として、賞与、期末手当の支給が可能となりました。この法改正の施行は平成32年4月1日とされておりまして、こうした改正内容について、本市の臨時職員の登用状況を検証しながら会計年度任用職員とした場合の期末手当の支給を含め、その運用方法などについて検討を行い、法令や制度に沿った適正な任用に努めていくこととなりますが、場合によっては業務の一部民間委託というふうなことも考えられるのではないかなど、そのように思っております。

次に、④の政府が働き方改革実現会議でまとめた働き改革実行計画に、具体策の一つとして残業の上限を月100時間未満を明記し盛り込んだことについてでございます。

③の同一労働同一賃金のお答えでも触れましたが、働き方実行計画では、長時間労働の是正として残業時間の上限規制が原則月45時間、年360時間と法定化されるものの、特別な事情がある場合においては年720時間、月平均60時間が許容となり、単月当たりの上限は100時間未満との特例もつけられたところであります。こうした残業時間に実質的な上限規制が設けられるのは、昭和22年の労働基準法制定以来初めてのようでございます。

さて、この実行計画の決定に当たっては、評論家やマスコミなどの各方面から、月80時間以上の残業を問題視していた司法判断にも影響を与え、過労死認定の基準が変わる懸念もあるなど、その実行計画に対する評価やコメントがなされているようでございます。本市においてもこの上限を超える時間外勤務の実績がある職員がおりますが、その改革に今取り組んでおりまして、今後、法改正についての国会審議にも注目をしていきたいと思っております。

なお、過労死を容認することになるについての見解であります。政府の働き方改革実現会議等において、各方面から意見を伺いながら専門家が慎重な協議・検討によって判断されたものと考えますので、容認するというものではないと、そのように考えております。

●副議長（佐々木正明君） ⑤について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） 続きまして、私の方からは⑤番の有給休暇の使用状況につきましてお答えをいたします。

有給休暇の使用状況については、平成28年度の実績において、有給休暇を付与されている職員数は333人で、取得の総日数は3,030.9日、1人当たりでは9.1日で、取得率は25%となっております。

次に、有給休暇を取得した職員の業務についてのフォロー、またバックアップ体制としましては、予定されている会議や来庁者、問い合わせなどがある場合には、事前に課あるいは班内で調整を行

い、市民への対応や業務に支障が生じることのないよう、組織としての対応を行っております。

また、有給休暇の指導体制では、市服務規則などで定める手続に従いまして、職員個々の休暇取得を要する事由と各課における業務の状況などに応じて、所属長等の確認により適切に取得されている状況でございます。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、最後の質問になりますけれども、6番の最低賃金の全国統一と時給引き上げの働きかけについてでございますが、御承知のように秋田県の最低賃金は、毎年、秋田労働局長から諮問を受けました秋田地方最低賃金審議会が、県内の経済や雇用状況、賃金実態調査結果等をもとにして慎重に審議された答申を受けて、最終的には秋田労働局長が決定し、官報告示されているものでございますので、その地域の実情に応じたものであろうと、そのように思います。

御質問では、最低賃金の全国統一、そして時給1,000円から1,500円を目指してはとありますが、最低賃金の全国統一が図られますと当然ながら地方の企業経営などには大きな影響を与え、雇用機会の縮小などが懸念される場所でもございます。また、御質問のように人口流出の要因が賃金の格差にあって、それを解消することが若者の地元定着や人口減少の抑制につながるのではということでございますが、仮に最低賃金が上がったとしても、どの程度その人口流出に効果が出てくるのか、定着が高まるのか、そういうことは現在のところ大変はかり知れないわけございまして、この最低賃金については地域の実情を反映したものでありますので、こうしたことで議論されて最低賃金を決めることについては、私は特段不服的なものは持っておりません。

●副議長（佐々木正明君） 4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 教育勅語に関連してですが、安倍政権はこの問題を、何が憲法に反するかは所轄の長が判断することとっております。その所轄の長ということでは、公立学校は教育委員会、市立学校は首長が判断することということのようでございます。

この教育勅語の排除・失効決議は、1948年6月19日にそれぞれ全会一致で採択されたものようであります。時の文部大臣は、敗戦後の日本は国民教育の理念として民主主義と平和主義を高く掲げました。教育勅語は明治憲法を思想的背景としていたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであるということは明らかであります、というふうに述べておられます。この安倍首相の使用容認論は、勅語は基本的に使用できないという政府が守ってきた一線を越えようとする重大なものです。教育長の、歴史的にこういうものがあつたということはしらしめるけれども、それを活用するものではないというふうな判断は、私は適切なものであると思います。どうかその考えを曲げずに進めていっていただきたい、というふうに思います。

それから、働き方の改革に関連してですが、この100時間を超えるところもあつたというふうな先ほどの答弁でしたけれども、特別な事情があつてのことなのか、それともそれ以外のものなのか。これが普通にこういうことが進んでることになると、極めて働き方のやり方として考え直さなければならないのではないかとこのように私は思います。その辺のところはいかがでしょうか。

それから、臨時職員の採用についてですが、これまでもいろんな業務によって違う、臨時職員の

配置は違うというふうなことのようですが、でも職員の数が足りないからというわけではないということ、そういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。私は、臨時とはあくまでも不足しているところに配置するものだというふうに考えておるわけですが、だとすれば合併によってこう定員を削減しながら臨時職員を採用しているというところについて、いささか疑問に感じるものでありますが、いかがでしょうか。

それから、3番の単月100時間未満まで認める、こういうことは、市長は認めるものではないというふうなお話でしたけれども、この100時間ということは99時間59分まで認めるということのようでもありますので、これでは何の改革の意味もないということだと思います。また、1年の半分は月45時間を超えてはならないという規定、それから年720時間以下という規定の中には、休日労働が含まれていないというふうな大きな抜け穴があるようです。これでいきますと、毎月80時間の残業を容認することになる。これでは働き方改革にはならない、こういうふうに思います。先ほど市長は、容認するものではないというふうなお話でしたので、ぜひこれではいけないというふうな声を出して労働者を守っていただきたい、こういうふうに思います。

それから、有給休暇については、先ほどここでは25%、消化率、25%というふうなお話でしたけれども、日本の最低有給は10日で、ヨーロッパは最低30日程度の有給は保証されているようなのですが、その消化率は日本では、調査した28カ国の中では50%、50%の日本では消化率だそうです。ヨーロッパの場合は100%消化しているということですが、日本の労働者の皆さんは、日本の労働者の皆さんといいますか、市の職員の皆さんももっと自分たちの権利を主張してもよろしいと言えるのではないのでしょうか。有給休暇は労働者の権利でありますので、職員の皆さん、もっと堂々と利用してもよろしいと思います。

それから、どうでしょうか、そういう点について。

それから、全国統一の最低賃金1,000円になればというふうな、地域経済にもよい影響を与えると私は言いましたけれども、市長はよく分からないと、さきは分からないというふうなお話でしたけれども、この労働賃金高くすると、この辺の企業にも影響を与えるというふうなことももちろん考えられますが、その大もとには大きな企業が安く品物を手に入れようというふうな、下請から安く物を仕入れようというふうなそういう考えが根底にある、まあ企業としては当然といえば当然なんだろうが、その辺のところを適正な価格で仕入れする、手に入れるような、元請の方が適正な価格で手に入れるように、仕入れるようなそういう指導も行いながらやるべきものだと思います。そういうことをしない限り、こういうところまでは、1,000円とか1,500円まではいけないのだと思います。だと思いますが、まず以上のところを質問いたします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 最初に私の方からお答えをして、補足等について担当の部長からお答えをさせます。

順番逆ですが、最低賃金の話もございました。我々こういう働きかけをすとなれば、最低賃金を上げてくださいという働きかけをすれば、秋田県の市長会、あるいは東北市長会、全国市長会を通して、これ国に働きかけをしていくわけですが、恐らく残念ながらこれが市長会に取り上

げられる案件には私はならないと思います。どうしてもこういう形の実現したいとなれば、佐々木さんと組織がありますから、国で積極的に働きかけをしていただきたいと思います。

それから、有給休暇の話もありました。我々執行部として、職員に対して有給休暇をとめてるっていいか、そういう形ではないのです。たまたま仕事の都合とかいろいろがあつて有給が取れない場合もありますけれども、基本的には、昔と違って今、週休二日です。夏休みもあります。そういう休みもありますから、私は積極的に職員から有給休暇は仕事と照らし合わせながら取ってほしいと、そのようにして思っております。

それから、臨時職員の話がありましたが、これは旧町時代からそのとおりです。あくまでも臨時職員は、例えば事務補助的なもの。同一労働同一賃金とはまたちょっと私は違うのではないかなと思います。ただ、現業の皆さん、現業の皆さんとはやっぱり事務補助的なものとは若干違いますけれども、これらについては、先ほど申し上げました法律が平成32年4月1日から施行になった段階では、こういう現業については場合によっては民間の方に委託して臨時職員を削減していくということは当然考えられるのではないかなと思います。

その他の質問については、総務部長からお答えをさせます。

●副議長（佐々木正明君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） 最初の再質問でございますけど、100時間を超える時間外労働が特別なことなのか、あるいは普通のことなのかという御質問でございました。

100時間を超えた職員2名いたというようなお答えをしておりますけども、いずれも単月、1ヵ月ずつということで、特別にそのときに業務が集中したということでございます。経常的なものではございません。

それと、4番目の再質問でございますか。市の職員は有給、もう少し消化についてですね権利を主張してもいいのではないかと御質問でございますけど、県内の市の状況もちょっとお伝えしたいと思いますが、大館市と湯沢市を除く、にかほ市もまず除いた10市の平均でございますけど、平成27年度のデータでございますが、1人平均9.484日となっております。消化率としまして24.6%ということで、ほぼ当市と同じような状況でございます。先ほど市長もお答えしましたが、決して休むとかそういうことを職員に対して言っているわけではなく、適正に管理職の管理のもと休める状況はできておりますので、現状のままでも職員は納得して有給休暇を取得しているものと思っております。また、有給休暇のほかに夏季の特別休暇、これも五日ございます。こういう休暇も確実に取得されておりますので、職員はそういう形で有給休暇を取得してる状況にございますので特段問題ないと思っております。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） 4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君）

【「—————」と呼ぶ者あり】

●4番（佐々木春男君）

●副議長（佐々木正明君） 休憩します。

午前10時48分 休 憩

午前10時50分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 会議を再開します。

4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 先ほどの質問、取り消しさせていただきます。後で別の機会を設けてお話ししたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 暫時休憩します。

午前10時51分 休 憩

午前10時52分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 再開します。

皆さんにお諮りします。今、4番佐々木春男議員より発言の取り消しを求められてますけれども、それを許可しますか、皆さんにお諮りします。許可することに異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（佐々木正明君） それでは、発言の取り消しを許可することにします。

4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 大変混乱させて申し訳ございませんでした。私たちは、先ほど市長からもお話がありましたように、労働者と家族を守りながら、働く人たちが個人として尊重される社会、あるいは8時間働ければ普通に暮らせる社会にしていくために、幅広い皆さんと力を合わせます。市長からも激励いただきましたけれども、そういう幅広い皆さんと力を合わせて進んでいくところに市長も加わってくれば非常にありがたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

●副議長（佐々木正明君） これで4番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午前11時とします。

午前10時53分 休 憩

午前11時00分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番奥山収三議員の一般質問を許します。5番奥山収三議員。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） 一般質問で最後の番になりました。今回は、質問項目としましては、にかほ市の公園管理・整備について、この1点で質問させていただきます。

私は今まで観光に関しては、にかほ市へ訪れる方々への各サービスの充実化、または環境整備の充実等を主に質問と同時に提言してきましたが、今回は、にかほ市の公園整備とその充実化を主に考えてみたいと思います。

具体的な質問に入る前に、先日、個人的なことですが、あちこち公園を見て回りました。その段階で、ちょうど春のどういうんでしょう、外に出向く機会も多くなりまして、特に感じたのはグラウンドゴルフの施設のある公園においては、作業員が非常に丁寧に草を刈っておりました。それに対して非常に心温かくなりまして、もちろん僕自身も直接感謝の意を伝えましたが、どうぞ担当の方々からも労のねぎらいと同時に感謝の言葉を申し上げていただきたいと思います。そういう気持ちもよくした中であちこち見て回ったわけですが、当にかほ市には数多くの公園がありますが、常に利用者が訪れる施設や設備、各種遊具、あずまや、グラウンドゴルフ場等々が整っている公園もあり、季節ごとに利用したり、公園の景色や風情等を味わう方が訪れることも多く見受けられます。そのような中で、施設の充実化、環境の美化等は大変重要なことでありまして、訪れる方が受ける印象が再訪の有無を決める大切なことと思います。

そのようなことを踏まえて以下につき簡潔に質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず(1)として、公園の管理について。

①現在常駐する公園の管理人と称する方の人数と公園の数をお伺いいたします。

次に②として、常駐する管理人の方々の作業内容についてお伺いいたします。

③は、各公園の作業確認や管理等の状況把握に、市の担当課はどれぐらいの間隔で見回りされているのかをお伺いいたします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山収三議員の公園管理についての御質問については、各項目にわたって担当部長からお答えをさせます。

●副議長（佐々木正明君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、奥山議員の一般質問についてお答えします。

最初に公園管理業務については、今年4月1日から建設課から観光課に所管替えとなりまして、私の方から説明をさせていただきます。

初めに、(1)公園の管理についての①の御質問でございます。現在管理人が常駐する公園は、三崎公園、中島台レクリエーションの森、とんがり童夢パオ、薫風苑の4カ所であります。また、管理人の人数は、三崎公園が2人、中島台レクリエーションの森が2人、とんがり童夢パオが3人、薫風苑が

3人の合計10人となっており、通常1人ずつ交代勤務の体制となっておるところでございます。

続きまして、②の常駐する管理人の作業内容は、公園内の見回り、清掃、草刈り、芝刈り作業のほか、管理棟、休憩棟、トイレなどの清掃を含む施設の管理全般、また、施設利用者の受付業務などを行ってございます。

次に、③各公園の作業確認や状況把握、見回りについてであります。市担当課での公園全体の見回りは月2回を基本としていますが、規模の大きい公園や利用頻度の高い公園については、それ以外にも随時見回りをして、作業場所、作業内容の確認や施設管理の状況把握に努めております。また、常駐の管理人や作業員から公園内の不具合箇所の連絡を受けた場合には、都度現場に出向いた上で状況を確認し、修繕や安全対策などの措置を講じてございます。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） 5番奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今答弁いただいた中で、二、三再質問させていただきたいと思っております。

まず①の件なんですけど、現在常駐する管理人の人数は分かりましたが、ちなみに元滝の駐車場ですか、あそこはどのようになっているのか。というのは、現在、この中には、公園の管理者がいる公園の中には元滝の公園が入ってなかったぐあいでしたけれども、ふだん、今までずっといなかったのかどうか。もしくは今後どうするのか。それをちょっと聞きたいと思っております。

次にですね、②の件なんですけれども、見回り、芝刈り、トイレ、施設等の管理というようなこととお話受けてますけども、ちなみに遊具のある公園箇所、そういう遊具の点検等はどうか。どうなっているのか。どなたが点検。これは(2)の中でも出てくるんですが、なぜこの管理人の方々の作業内容を聞いたかといいますと、遊具のですね故障した場合に、仮にそこでけがした場合には、管理人いわく、そういう場合にはどうしても我々の責任になるのではないかという不安を抱えてるような声が聞かれたもんでですね、今回この質問になったわけなんですけども、遊具の点検等は、これは先ほど言ったように(2)に引っかかってきますけども、それちょっとお尋ねします。

それから、③番の各公園の見回りですね、状況把握。それに関してですね、公園の管理されてる方々に聞きますと、見回りの頻度が非常に少ないというような話も聞こえてきまして、ぜひ、できるだけ回数を増やして見回りに来てチェックしていただきたいというような声も聞こえてきましたので、今回この質問に至ったわけなんですけども、それと同時に、例えばある公園での話なんですけど、許可を得てやったことに対して後始末がなかなか思うようにちゃんとされていないというような声も聞こえてきましたので、その点を今後増やす、随時状況に応じてということもあるとは思いますが、月2回、随時行っているというような話も今の答弁だったんですけども、今後増やす、状況把握のために見回りを増やす予定はないのかどうか、それをお尋ねしたいと思っております。

●副議長（佐々木正明君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） そうすれば、ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

最初に元滝の件でございますけれども、それについては自然公園の管理人が見回りをしまして、そのとき何かごみ等、何かふぐあいがあった場合は公園班の方に連絡というふうなことでございまして、処置をしておるといふふうなことでございます。

また、遊具のある公園について、(2)のところでもお話しすればいいんですけども、公園の数としてはですね全部で19公園、遊具の数が96あります。それで故障点検については業者の方をお願いすることというふうなことで、後で答弁いたしますけれども、管理人の方からですね点検というか、訪れる方からですね、ここどうのこうのというふうなことについては課の方で把握しておりまして、その都度何かありましたら担当課の方に連絡することになりまして、決して管理人の責任云々についてはございませんのでお願いいたしたいと思います。

それから、見回りの回数についてでございますけれども、担当者についても内部の業務もございまして、月2回がいいのか悪いのかはちょっと分かりませんが、やはり管理人の方とですね話し合いをしまして、何かあったらすぐに教えていただけるようなそういう体制を構築していきたいと思っております。

後始末につきましては、訪れる人のマナー等もありますけれども、そこら辺もやっぱり管理人の方から注意を促していただくような課の方の指導をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） 5番奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 答弁ありがとうございます。それではですね、続いて(2)の公園の施設について質問したいと思います。

先ほども、①には先ほどお話ししてる遊具の件になるわけですけども、私が個人的に調査した段階では、使用禁止、テープ、立ち入り禁止のテープが張ってある遊具が何箇所か見られたわけですけども、ちょうど春の暖かい時期でもあるので、まして児童公園等に多く設置されてるものですから、できるだけ早く保守点検して、必要であれば修理するというようなことが必要かと思うんですが、その中で児童公園等に多く設置されてる遊具の点検保守管理はどなたがどのようになされているのか。また、修理が必要とされた場合、その修理までの期間はおおよそどれぐらいで行うのか。大方のめどをもってるのではないかと思いますけども、それをひとつお尋ねしたいと思います。

②としては、今回先ほど来お話しするように個人的な調査であります。ある公園ではあずまの屋根が剥がれ、筋交いも外れ、さらには腰かけも壊れているような状況が確認された公園もありました。見回りや点検等の確認間隔を伺います。これは、先ほど言ってる大きな公園では、管理人のいる公園ではございませんので、その点誤解のないように。

●副議長（佐々木正明君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、続きまして(2)の公園の施設についての、最初に①公園の遊具についての御質問でございます。

遊具の点検については、市で管理している遊具全てについて、毎年ゴールデンウィーク前に遊具専門業者による点検を実施しておりまして、5月末には結果報告書が出されております。なお、点検中にですね危険と判断された道具等については、その場で都度使用禁止というふうなことで措置をとってございます。また、修繕または撤去については、公園の規模、利用頻度、点検結果を総合的に判断し、優先順位をつけた上、予算の範囲内で数箇所の公園遊具の修理を一括発注しまして、7月から9月までの3ヵ月で修繕を終えるというふうなことの予定としてございます。ただし、遊具、工作物が崩壊や陥没する危険性や重大な欠陥など人的被害が発生する場合は、緊急を要するも

のについてはその都度速やかに対応することとしてございます。以上でございます。

続きまして、②の見回りや点検等の確認の間隔についての御質問でございます。

規模の大きい公園や利用頻度の高い公園の遊具、あずまやなどの状況確認や点検については、月2回というふうなことで公園見回り時に担当職員が行っております。また、規模の小さい公園や利用頻度の少ない公園については、月1回ぐらいの確認となっております。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 5番奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） ただいま答弁受けた中でちょっと再質問したいと思いますが、まず①なんですけども、ゴールデンウィーク前に点検していただいて5月末にその結果が上がってくると。使用禁止となった場合は、その場ですぐ立ち入り禁止等の措置をとるといような話でしたけども、一つのこれ参考的な例なんですけども、もちろんこちらの方じゃないんですけども、去年の秋ですか、ちょっと用事があって遠方に出たときに児童公園をちょっと訪れてみた機会がありました。そしたら、これはウィークデーなんですけども、児童公園に2時半頃、ちょうど学校が、小学生があがってきた頃だと思うんですけども、三々五々小学生が集まって、やがて40人、四十七、八人ぐらいの大人数になって、すごいこう活気がある公園でした。そこには、市の方と見受けられる腕章つけた方がおまして、常におりまして、監視してるというかそういうような公園も見受けられました。これはもちろん都会でありますので、決してこちらの方にどうこうという、にかほ市でどうこうということは僕は言うつもりはないんですけども、ただ見るからに遊具がですね、しっかりしてるっていうか、子どもたちが安心して遊べるような状況であったということはこれは一目瞭然で、子どもたちもすごく活気のある遊びっていうか。ですから僕が思うには、遊具はできるだけ早く、ましてやこちらの方は雪解けと同時に子どもたちが、冬場は家に閉じこもり、春になればどういいうんでしょうね、外に出て遊びたい気持ちを抑えていたのが一気にそれが吹き出して外に出て遊ぶという、そういう気持ちになるでしょうから、故障された場合に修理しなければいけないような場合には、もちろん優先順位も大事だとは思いますが、極力早く迅速に修理なり何なりするように対応していただければありがたいと思います。

それと、あずまやの件なんですけども、②の件なんですけども、これは前に僕もちょっと担当課の方の方にはお話ししたことはあったんですけども、3ヵ月、4ヵ月たってもなかなか修理されてる気配がないので今回のこの質問になったわけなんですけども、御存じのように数年前には象潟海水浴場の休憩というかあずまやでけがされるような事故もあったわけなんですけども、ましてや屋根が剥がれ、しかも筋交いも取れて外れて、椅子も座れるには座れるんですけども、ちょっと背もたれが壊れかけたりしているようなところがありますので、できるだけそういうところを見たらですね早めに修理するなり、もう不要なのであれば撤去するとか、そういう迅速にやっていたらかないと、また先ほど言ったような事故につながりかねませんので、その点を十分お含み置きの上対処していただければありがたいと思います。今後のその対応の仕方をいま一度お尋ねしたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） そうすれば、ただいまの御質問について、修理の考えというふうなことでちょっとお答えしたいと思いますけども、最初に遊具についてはですね、

今現在も報告書の中で、大部分がですね使用不能や修理、撤去の必要性等々あるものが大部分ありまして、今後ですね、その撤去しなければならないものを再整備する云々についてはですね、ちょっと検討を必要と思ひまして、人口減少等、園児も少なくなりまして、公園の頻度が低い部分についてはすぐに再整備するのではなく、そこら辺を住民の方々と話し合いながらですね、もししなければならぬとすれば年度計画をもってやっていきたいというふうなことで考えてございます。

それから、あずまの件でございますけれども、もし物見山のあずまの件でしたら私も行ってきたんですけども、これについては今の課で対処しております、6月の9日に発注して6月の末の完成予定というふうなことになっておりますけれども、通常やっぱり壊れてるところについては、予算措置の関係もございまして早期に再構築、再整備したいと考えております。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 5番奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今の答弁ありがとうございます。できるだけ早く対処していただけるようお願いしておきます。

それでは、3番の樹木管理について、これは本人がその道の仕事をやってると言われるかもしれませんが、そういう意味で質問するのではございませんので、どうぞその点誤解のないようお願いしたいと思います。

このことについては、高木は別として、というのはですね、高木はどの公園に行ってもですね、もう景観的にはしっかりしてるものになってますし、それと同時に、高木を管理するということは、もう僕はですね、ほとんど必要ではないのではないかと思うぐらいに大きくなっております。もし必要だとすれば、支障木と言われる例えば枝が垂れ下がってるとか木が倒れかかっていると、そういうこう危険木、もしくは支障木に関しては高木の管理も必要になってくるかもしれませんが、いずれにしても今回は庭灌木について、その管理についてお伺いしたいと思います。

ある公園においては、一部の公園ではですね、先ほど言ったように高木はさておいて、庭灌木が伸び放題に放置され、公園の景観を阻害している状況も見られます。また、枯れたままになっている箇所もあり、せっかくの景観が台無しになっております。これらの庭灌木の管理につき、どのように考えているのかお伺いします。またそれと同時に、公園管理作業の一環として年間管理計画に組み込むべきと思いますが、その考えをお伺いいたします。

●副議長（佐々木正明君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、次の(3)の公園の樹木管理についてでございます。

市内公園の生け垣など植栽されているアベリアやあじさいなどの灌木については、年間計画として、5月の草刈り作業後の6月、7月に剪定する予定となっております。

なお、公園内の灌木の剪定は、専門業者ではなく臨時の作業員の方が実施しております。そのため、ほかの作業の関係で一部時期がずれ込み、訪れた方に管理されていないような印象を与えている場合もあるものと思われまふ。今後は公園の利用頻度を考慮した上、作業場所の優先順位を見直すなど、訪れる皆さんに不快な印象を与えないよう公園作業の効率を図り、公園の環境美化に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 5番奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今答弁を受けましたが、まさしく私は樹種までも言うこともないのかなと思って遠慮していたんですが、幸いにもアベリア、あじさい、中にはウツギもありますし、いろんな木が存在してました。今お話しされてましたように、6月、7月ですか、大体行こうようなことであるというようなことを話ししてはますけども、確かに何も専門業者でなくてもやろうと思えばできることですのでね、庭灌木の場合は。まして、花木、花の咲く木においては花が終わってからやればいいことですので、僕はその時期とかそういうことに関してとやかく言うつもりはないんですが、ただやはり景観を維持する意味では、例えば今話に挙がってる栗山池なんかの場合は、散策してもですね水の面が見えないような状況になっている箇所が結構あるんですね。それと同時に、薫風苑ですか、あそこの場合はやはりグラウンドゴルフ、両方ともグラウンドゴルフはあるんですけども、生け垣が非常にきれいに薫風苑の場合は刈り込みされてまして、非常に気持ちがいい状況になってました。とはいえ、じゃあ池の端はどうなのかということになると、池の端はやはりどうしても手薄になるというのか、ましてあそこはスイレンですか、何か水草も随分はびこってますけども、栗山池に関しては先ほど言ったような樹種の木が結構多いんで、水面はほとんど見えない箇所もありますんでね、ぜひ訪れる観光客の方にもですね、また、あそこでグラウンドゴルフをプレーする方々にも気持ちよく過ごしていただけるようなそういう管理体制をとって、常に見通しの効く、また保安というか安全確保の上でも見通しの効くような状況にしておいた方が、より効果的であり、景観的にもいいのではないかとこのように考えてますので、どうぞ今後ともに滞りなく作業していただけるようお願いして、早いですけども私の一般質問を終わります。

●副議長（佐々木正明君） これで5番奥山収三議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時28分 散 会
